

令和3年度 山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議  
第2回 遊佐沿岸域検討部会

日時：令和4年1月14日（金）13:30～16:00

場所：鳥海温泉 遊楽里 鳥海文化ホール+Web  
（飽海郡遊佐町吹浦字西浜 2-76）

## ○次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告等
  - （1）再エネ海域利用法におけるプロセスについて
  - （2）遊佐町沖の法定協議会について
  - （3）国による調査及び環境アセスメントの取組みについて
  - （4）令和3年度の国・県・町の取組みについて
  - （5）事業者の取組みについて
- 4 意見交換
  - （1）これまでの遊佐部会等で出された意見等について
  - （2）意見交換
- 5 その他
- 6 閉会

## ○配付資料

（出席者名簿、席次表）

- ・山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議遊佐沿岸域検討部会設置要領
- 【資料 1-1】再エネ海域利用法の施行等の状況（2021年度区域指定等を踏まえたもの）
- 【資料 1-2】遊佐町沖の法定協議会について
- 【資料 1-3】洋上風力発電に係る環境アセスメント情報収集事業資料
- 【資料 1-4①】令和3年度の国・県・町の取組み状況について
- 【資料 1-4②】説明会等の状況について
- 【資料 1-5】事業者の取組みについて
- 【資料 2-1】これまでの遊佐部会等で出された意見等
- 【資料 2-2】他区域の法定協議会における地元意見集約状況

## 1 開会

## 2 挨拶

- ・山形県環境エネルギー部鑑水次長より挨拶。

～以降、三木委員が座長～

## 3 報告等

- (1) 再エネ海域利用法におけるプロセスについて
  - ・事務局（エネルギー政策推進課）より資料 1-1 に基づき説明。
- (2) 遊佐町沖の法定協議会について
  - ・事務局（エネルギー政策推進課）より資料 1-2 に基づき説明。
- (3) 国による調査及び環境アセスメントの取組みについて
  - ・資源エネルギー庁より国による調査について説明。
  - ・事務局（みどり自然課）より環境アセスメントの取組みについて資料 1-3 に基づき説明。
- (4) 令和 3 年度の国・県・町の取組みについて
  - ・事務局（エネルギー政策推進課）より資料 1-4①及び資料 1-4②に基づき説明。
- (5) 事業者の取組みについて
  - ・事務局（エネルギー政策推進課）より資料 1-5 に基づき説明。

## 4 意見交換

- (1) これまでの遊佐部会等が出された意見等について
  - ・事務局（エネルギー政策推進課）より資料 2-1 及び資料 2-2 に基づき説明。
- (2) 意見交換

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

土門委員から言付かってきたことをお伝えする。「昨年 11 月に開催された稲川まちづくりセンターでの住民説明会では、疑問、不安、反対の声が余りにも多く驚いた。住民は納得していないようなので、全町まとめて 1 か所でも構わないので、住民の理解が得られるように説明会を改めて開催して欲しい」。

続けてお尋ねする。私も住民説明会に参加したが、資料 1-4②に記載の意見・質問が、実際とは微妙にニュアンスが違っていると思う。例えば、環境アセスメントのことについて、配慮書の段階で複数案を示すのが原則なのにそうではないものをなぜ受付したのか、という質問があった。また、資料では、県作成のフォトモンタージュは実態と合うのかという問いかけになっているが、これは、魚眼レンズで撮った写真ではなく、人間の目から見た写真を撮ったものに風車を入れて作ったフォトモンタージュを示して欲しいという要望であった。また、離岸距離について、イギリスでは 20～30km、中国では 10km の距離をとるのにどうして遊佐は 1km でいいのか、科学的な根拠

を示して欲しいとの質問に対し、政府が適地と言っているからという回答であった。また、風車は30年後どうなるのかについても、撤去を確実にするための法令の整備や具体的な制度を作って欲しいという要望の意見だった。

高梨課長（事務局）

住民の皆様への周知方法については遊佐町と相談して進めてきており、今後どのような形でさらに周知していくかについても、遊佐町と話をしながら考えていきたい。

また、一つの案で進めている環境アセスメントの配慮書は受け付けられるのかどうかについてだが、配慮書の中身を見ると、一定の広い範囲の中で今後具体的な場所を決めていくというような書きぶりがされており、法の制度の中で、一定の整理のもと、認められる流れとして進んでいるのだと思う。

大山環境影響評価・温泉保全主査（事務局）

洋上風力発電のように海域が定まっている場合は、エリアを広くとることは実態として合わないため、一つの海域で示している。環境アセスメント自体、事業者が調査、予測、評価を行い、よりよい事業計画を作り上げていく制度であり、その過程の中でいただいた意見を反映し作り上げていく制度である。海域が一つとの見方をされているが、環境アセスメントの趣旨を理解いただきたい。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

のちのち柔軟な対応ができるように配慮書の段階で複数案を示すということで、限られた海域の中でも複数案ということではないのか。

大山環境影響評価・温泉保全主査（事務局）

複数案を提示することが、実態としてそぐわないことについて、事業者は配慮書の中にその理由を書いている。

高梨課長（事務局）

また、フォトモンタージュを人間の目で見たとような形で作って欲しいということについて、そもそもフォトモンタージュは基本的に事業者がそれぞれの計画に基づいて作るものであり、それを行政の方で何とか作って欲しいという住民の意見があったため、現地の写真を撮り、業者の方に作ってもらったものである。綺麗なフォトモンタージュに比べると見づらい等あるかもしれないが、間違いなく実際の写真に基づいて作ったものである。なお、他の地点からのフォトモンタージュも見たいという意見はやはり多くあるので、事業者による環境アセスメントの説明会において、意見や要望を言っていただくのがよいと考える。

なお、1 km という離岸距離についてしっかり調査して欲しいという意見は伝えて参りたい。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

フォトモンタージュは人間の目で見たと写真に風車を入れないと意味がない。環境省の指針にも、よりイメージしやすいようにとある。全体像を把握したいということであれば、北からと南から撮影して風車を入れればよいと思う。

伊原委員（山形県漁業協同組合）

漁業者代表で4年ほど関わってきたが、その間、世界や日本の情勢が変わり、脱炭素やカーボンニュートラル等の話題がどんどん出てきて、我々漁業者も今まで勉強してきたことが役に立ってきたと思っている。地球温暖化による海水温度の上昇の影響や、海に流れ込む川や陸上の経済活動の環境の変化の影響を、最も受けやすいのが海であり、とりわけ遊佐町沖の想定海域となっている共同漁業権漁場が最も影響を受けやすいと思っている。

しかし、我々漁業者も自宅や漁協の冷蔵庫で電気を使っている。漁船のエンジン、自動車、携帯電話も使っており、CO2を出している、環境に負荷をかけている加害者であると思い、これまで考えてきた。

その上で、漁業者がどのように洋上風力発電に向き合うかについて、平成29年度、まずは海域の漁業実態調査をしてはどうかという、名古屋大学の准教授であった梶脇氏の調査研究から始まり、アドバイザーの山家委員からは系統のことを勉強したり、海産研の中原委員からは漁業協調策のことを勉強したり、令和2年度には事業者が行う海域調査への協力をしながら、いろんなことを勉強してきた。こうしたことを通して、遊佐町の漁業者は、洋上風力発電に対して真摯に冷静に向き合ってきたつもりである。

共同漁業権漁場の2号海域は、漁業者が排他的に漁業を営む大事な漁場である。そこに風車が建てば、既存の漁業は当然制限がかかり、漁業は縮小せざるを得ない。その分、売上も下がって生活ができなくなり、後継者も育たない。このことから、漁業協調策等の検討を県主体で進め、イワガキの増殖、魚礁の設置、漁業振興のための基金の設置、洋上風力発電事業への漁船の活用等、様々な漁業協調策及び漁業振興策が考えられ、取りまとめができた。

しかし、秋田県及び千葉県の上3海域の事業者選定結果を見ると、具体的にどのような漁業振興策をするのか、確実に売上が伸びるのか、漁船の活用はどのぐらいなのか、といったことがいずれも示されておらず、漁業者は非常に不安である。私は漁業者の代表として来ているが、私が言ったから風車が建ったと言われても責任をとれない。そのため、漁業振興策が具体的に示されないまま法定協議会を進めて行くことはとても不安であり、事業者にも具体策を求めていくことをぜひお願いしたい。この点は、非常に重要な問題だと思っており、私も法定協議会の場で言っていきたいと思っている。漁業者が納得いかないときは、最悪の場合、事業をストップしたり見直したりということまで考えざるを得ない。そのくらい大変なことで、私も覚悟をもって法定協議会

に臨みたい。再エネ海域利用法では、促進区域の指定には、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとあるが、風車が建てば影響がないわけではない。明確な、数字に出るような漁業振興策を法定協議会で作り上げていきたいので、ぜひ県からも考慮願いたい。

#### 高梨課長（事務局）

まさに利害関係となる漁業者の方からの大変重い発言であると思う。伊原委員の発言内容について補足だが、昨年12月24日に事業者が選定された秋田県及び千葉県海域については、低い価格で入札をした事業者が決まっており、価格の影響が大きいような形で決まったのではないかというような報道も一部にされている。そうすると、我々が求めている地域共生策というものの実施が、大変不安になる結果に見えたという状況である。地域共生策がしっかりと反映されるような形で進んで欲しいということは、まさにこの地域としての思いであり、県としても意見していきたい。

#### 佐藤（勇）委員（吹浦地区まちづくり協議会）

2018年にこの遊佐部会が設立され、委員に任命されてから早いことで5年目を迎え、今まで様々な議論を重ねてきた。今、世界や日本各地で、異常気象による自然災害が発生しており、昨年は熱海温泉地域の土砂崩れをはじめ、多くの地域が被災し、尊い命が失われた。このような状況の中で、国も山形県知事も、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、洋上風力発電を再生可能エネルギーの切り札として取り組みたいと述べている。2022年度政府予算案でも、洋上風力発電に関する情報基盤整備に4億5000万、自治体向けの地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に200億円、そして2050年までに脱炭素社会の実現を目指すと発表している。このような国内の動きの中で、遊佐町沖が有望な区域に選定されたことは、促進区域の指定に向けて一歩前進したものであると私は思っている。

そして、問題は遊佐町の将来だが、少子高齢化に伴う人口減少は間違いなく、町の財政も厳しい状況になると思う。限界集落や空き家問題、漁業者も増えるどころか少なくなる、そのようなことを危惧しており、多くの問題が山積していると私は思っている。この洋上風力発電は、脱炭素社会、再生可能エネルギーの切り札として、新たな産業の創出や漁業振興策等、地域に様々な効果を及ぼすことが期待される。

選定事業者に求めていく事項として、資料2-1のとおり、安全面、環境景観、漁業関係、地域振興策と、私たちが今まで議論してきたこの4項目を反映していただくよう切に望んでいる。また、先月、事業者が選定された海域の、地域振興策や漁業振興策がどのようになっているのかを参考にすべきである。

4項目のうち、安全面では、電波障害による地域住民への影響、自然災害への耐久性、一番大事なのは船舶航行の安全確保であり、環境や景観については環境影響評価を必ず実施してもらうこと。漁業関係については、環境影響評価と並行した継続的なモニタリングの実施、また、一番大切なのは、伊原委員の発言にもあったように、漁

業協調策及び漁業振興策を確実にやってもらうことである。そして、この地域の活性化につながるよう、必要な人材の雇用を地元から採用するなど、関係者間の合意形成を図りながら、確実な地域振興策の実施をぜひお願いしたい。

今後も引き続き、住民及び漁業関係者とのコミュニケーションを大切にしながら、遊佐町沖の促進区域の指定に向け、系統の確保、法定協議会に向けた研究・検討会議、漁業協調振興策等の具体的な検討、環境アセスメントの地元住民説明会の開催等の取組みを親切丁寧に実施したうえで、関係者のさらなる理解浸透が図られるよう、引き続き県側にも努力いただきたい。

佐藤（源）委員（高瀬まちづくりの会）

遊佐部会の在り方について確認だが、設置要領の目的には、洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、地域住民等を含めて具体的な議論を行うため、とある。去年も質問が出たと思うが、当時のエネルギー政策推進課長が、「この会議については何かを決定するということを用意しているというよりは、皆さんからご意見をいただいて参考にさせていただくためのもの」と回答された。ところが、翌2月の全体会議の中で、遊佐部会等々で了承を得た、という少し誤解されるような表現があり、今回の住民説明会でも県の回答の中に同じく誤解されるような発言があったため、ここで確認をしたい。もし何かを承認する、決定するような会議だとするならば、私は地元の代表として理事会や総会を開いて出直すが、そうではないということではよろしいか。

高梨課長（事務局）

遊佐部会は、今後の進め方を示した県としての案に関して、委員の皆様の意見を賜るという位置付けのものである。

佐藤（源）委員（高瀬まちづくりの会）

遊佐部会の在り方について、承知した。

高瀬地区に限れば、反対の人も賛成の人もいっぱいいる。もっと多いのは、どっちかわからないという人で、これまで要望として出された意見が本当に実現できるのか、どのような形で実現するのかがまだ見えてこないため、おそらく8～9割の人が、賛成か反対か決めかねて悩んでいる。私のところにもよく心配の声が届くが、皆カーボンニュートラルを1日も早く実現したいという思いは同じであるので、あとはその実現に向けた方法策になると思う。

なお、風車を設置する位置についてだが、事業者の環境アセスメントを見て関心を持っているのが、風車の影の問題である。ローター直径の10倍の距離に影の影響があるとすると、ローター直径が160～200mくらいの風車であれば、1.6km～2kmの距離が必要になる。

また、垂直見込み角についても、十六羅漢岩、西浜海水浴場、十里塚海岸、白木海

岸の地点は12度を超え、圧迫感を受けることが懸念される。そのため、皆早くフォトモンタージュを出して欲しいと言っていた。県作成のフォトモンタージュを見ると、先頭の1キロのラインに並んでいる風車は確かに大きいですが、2列目を見るとかなり低いことがわかる。つまり、ローター直径の10倍以上の距離で、仰角が5～6度くらいになるならば、圧迫感がかなり小さくなり、風景の中に溶け込み易くなると思う。環境アセスメントでも、事業者は、リスクを回避又は低減すると書いているが、ここについては、低減ではなくリスクはとらずに回避して欲しい。

たくさんの洋上風車は日本にまだ例がないので、ぜひ、遊佐町沖が日本におけるモデル的なものになるようお願いしたい。ぎりぎり1kmのラインに風車を建てるのではなく、もっと離してなるべく遠くの方に、と進めていただければありがたいと、環境の面から申し上げる。

最後に要望だが、法定協議会のメンバーに環境関係の方がいないのは非常に残念に思う。今更だが何とかならないのか。

#### 伊原委員（山形県漁業協同組合）

陸上から見る人の感覚と、我々漁業者から見る感覚は違うということを前々から感じている。共同漁業権漁場の2号海域は秋田県境の岬の4,000m先から、酒田市と鶴岡市の境界まで一直線の範囲をとっている。両端は4,000mだが、遊佐町沖は一番岸から遠いところで5,700mくらいある。そのうえで、その沖側の知事許可漁業に影響ないように、緩衝地帯を500m設けたところであり、この想定海域の中で漁業に支障がないようにレイアウトするわけだが、1,000mのラインに風車を並べるということは、私は多分ないと思う。役場に貼ってあるフォトモンタージュが一番悪いパターンで作られているため、それが本当だと思われるのだろうが、一番沖側を基準にして風車を建てる、1,000mずつの間隔を開けても岸から2,000m以上ある。

#### 高梨課長（事務局）

フォトモンタージュが一番手前の1kmのラインに建てる条件で作ったが、圧迫感を感じるという声もやはり多いので、風車の配置については可能な限り海岸から離れたような形で作ることを求めていると考えている。事業者も、環境アセスメントの中で、垂直見込み角や影について配慮するとしており、事業者が計画する案で、実際どのように見えるのかを作ってもらうことが大事だと思う。

また、法定協議会の委員については法律で規定されているものであり、理解いただきたい。

#### 畠中委員（遊佐町地域生活課）

この事業にあたっては、何よりも地域の合意形成が大事だと前々から発言させていただいている。これまでも県からは、毎年全地区での住民説明会に来ていただき、御礼申し上げます。今年度の住民説明会においては、これまでになく多くの慎重な意見や

心配の声があった。町民の皆様からの意見をお聞きいただき、たとえ時間を要しても、これからも丁寧な説明をお願いしたい。なお、法定協議会では、遊佐部会や住民説明会で出された意見を発言いただき、協議会の回数にこだわらず、議論をお願いしたい。

尾形委員（山形県鮭人工孵化事業連合会）

今回は、資源エネルギー庁をはじめとする方々がウェブで参加しているので、秋田県の事業者選定について質問したい。かなり価格が安いという報道が出ているが、地域協調型への影響を懸念している。これまでの経過をどう判断したのか、お聞かせいただきたい。

小林オブザーバー（資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室）

公募の結果に関して多くの方々からお声掛けいただき、報道でも様々出ていることは承知している。現状、プレスリリースで公開している以上のことを申し上げられないが、今言及できる範囲で言えば、協議会で議論をして取りまとめた地域共生策は、評価の点数や入札価格にかかわらず実施していくことになる。むしろ、地域共生策の実施は事業の前提になるので、その上で入札された金額が安いから共生策が実施できないという話であれば、そもそも基準をクリアしていないことになる。具体的にどういう評価だったのかは申し上げられないが、洋上風力発電事業は漁業や地域の方々と共存共栄していくことを当然の前提としているので、今後、協議会を実施していくにあたり、地域としてどういう問題意識を持っていて、その上でどういった内容の共生策を実施していくのか、また地域と事業者が共存でき、洋上風力発電事業の成果を両方が受け取れる形にもっていくために、協議会でどう取りまとめていくかが重要と考えている。

そのため、入札された金額が低いと言われることが多いが、それをもって地域共生策が実行できなくなるということを必ずしも意味しないということを、補足として申し上げます。

中村委員（（一社）日本風力発電協会）

事業者選定結果について、経済産業省と国土交通省から発表された内容以上のことは、私も一切わからない。その上で、私個人の理解であるが、選定事業者は、協議会で決定された事項を尊重して事業を実行する義務がある。当然このことは選定事業者も理解しており、ある意味驚くような価格だったかもしれないが、あの価格を入れたはずであるから、選定事業者は最大限の努力をもって、協議会で決められたことに従うよう、守れるようやっていくはずである。ただ、想像より価格が安かったことでいろいろ心配の動きが出ることは、それはそれで理解はしている。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

かねて疑問に思っていたことを2点お訊ねする。

昨年度の住民説明会もそうであったが、特に今年度の住民説明会は、不安、心配、疑問、反対の嵐で、会場の閉館時間がなかったら終わらないのではという雰囲気の説明会であった。この説明会の雰囲気を県はどのように捉えているのか。

また、住民の合意が形成されたと判断した指標、基準、根拠を説明いただきたい。昨年度の研究・検討会議の報告の中に、遊佐町内地区別説明会の継続開催により遊佐町民への周知が図られた、と書いてあるが、これは、みんなに周知しようという気持ちは達成されたという意味か。住民が理解して納得したと、誤解されそうな表現だと思う。正確に言うとするならば、説明会を引き続き開催したが町民の理解賛同を得るまでには至らなかった、となるのではないか。令和3年3月29日付けで国へ情報提供した資料の中に、「令和元年12月開催の研究・検討会議において、法定協議会を設置し議論を行っていくことについて、全会一致で了承された（＝地元関係者の合意形成が整った）」、「令和3年1月の遊佐部会及び令和3年2月の研究・検討会議において、法定協議会の設置を昨年度に引き続き国に要請していくことが了承された」とある。先ほど佐藤（源）委員が確認したように、遊佐部会や研究・検討会議は何かを決めるような会議ではないし、決をとってもいないのに、法定協議会の設置を昨年度に引き続き国に要請していくことが了承された、地元関係者の合意形成が整った、と言っているのか。事実とは違う情報提供を国にしたということになりはしないか。合意形成の根拠に遊佐部会を持ち出されると、遊佐部会の責任が重くなる。将来、お前のじいさんが賛成したからこうなった、と言われかねない。何をもって合意が得られたと県は言っているのか、この判断の基準、指標、根拠といったことを教えて欲しい。

高梨課長（事務局）

住民説明会については、様々な意見等をいただいたという認識はしており、その意見を反映させるべく本日の資料にも記載している。その中で、周知が足りないという意見も多くあり、町報に説明会資料の概要版を折り込み、周知を増やすため遊佐町と一緒に対応をさせていただいた。環境や景観への意見についても、事業者にちゃんと住民に説明して欲しいということや、圧迫感をできるだけ感じないよう奥の方から建てて欲しいということや、地域の意見として言っていくことを考えている。引き続きの周知等については、遊佐町とも相談して進めていく。

また、遊佐部会や研究・検討会議の中で話したうえで進めているということで、国に法定協議会の設置を要請したと承知している。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

住民説明会の雰囲気を県はどのように感じているのかということと、何を以て合意が整ったと判断したのか、判断の基準、指標、根拠といったことをお訊ねしている。

高梨課長（事務局）

繰り返しになるが、住民説明会では様々な意見を伺い、法定協議会にどういふふう

に言っていくかを考えるつもりで聞き取ったと感じている。

また、地域の合意形成についても、研究・検討会議の中で、このような方向で進めて参りたいという県側の案に対して特に意見がないことをもって国へ情報提供を行ったもの。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

なぜそこに遊佐部会が出てくるのかが分からない。住民説明会の様子を見ると、洋上風力発電に対して地域住民の多くが合意しているとはとても言えないにもかかわらず、県はもっと早い段階から合意が形成された、遊佐部会です了承された、と言っている。合意が形成されたというのは、県が感触で決めているのか。

高梨課長（事務局）

国へ情報提供をする前段として研究・検討会議を開催した中で、情報提供して法定協議会の設置を希望することで進めていきたいという話をして、理解を得ている。それに基づいて国に情報提供しているということで理解いただきたい。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

理解できない。

伊原委員（山形県漁業協同組合）

遊佐部会の一員として発言するが、遊佐部会では県の進め方に対する異論は出なかった。ただ、賛成反対の議論ではなく、前へ進めましょうということだったと私は認識している。

三木座長（東北公益文科大学）

私としては、法定協議会に協議の場を移すということに関して遊佐部会です了承いただいたという認識である。決して、洋上風力発電自体を促進していくことに対して了承した、合意がある、ということではなく、法定協議会に議論の場を進めていくことに関して皆さんの了承をいただいたと、私は理解している。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

法定協議会に議論の場を移すということは、遊佐部会はなくなるのか。

三木座長（東北公益文科大学）

法定協議会に対して地域の意見を反映するよう、県が法定協議会に出て、懸念等を伝えることになっている。地域の意見を法定協議会に反映するための場として、この部会が機能していると私は理解している。

鏈水次長（山形県環境エネルギー部）

遊佐部会はいつまで存続するのかという質問についての補足だが、今回の会議の位置づけもそうだが、今後設置される法定協議会に対して地元の意見としてどういうふうに言っていくのかという場が必要である。法定協議会は、複数年に渡るかもしれない結論が出るかも分からないが、その間、意見を集約し調整する場として遊佐部会を設置する予定であり、今回の会議の方もそのような形でよろしくお願ひしたい。

菅原役員（稲川まちづくり協会（土門委員の代理出席））

遊佐部会が法定協議会という次の段階に進めてくださいということについて了承したという認識を県はもっているようだが、法定協議会に進めることについて、住民の合意が形成されたという認識はあるのか。住民説明会は疑問、不安、反対の嵐で、地域住民がこの計画自体に合意しているとはとても思えない。

伊藤委員（西遊佐地区まちづくりの会）

私の思いをお話させていただく。私は、西遊佐地区の住民を代表してこの場に来ていると思っている。2018年から今日で10回目の遊佐部会だが、これまでいろんな勉強をさせていただいた。最初に洋上風力発電と聞いたとき、漁業者はどうなるのだろう、漁業者の方々の生業を阻止してしまうのではないかと、という思いをした記憶がある。想定海域の約70%のエリアが西遊佐地区の沖合に占めるということで、やはり住民も非常に敏感になっており、心配もしている。そのため、西遊佐地区では、区長会の皆様にまちづくりセンターにお集まりいただき、部落の有志2名を加えた形で、今までの遊佐部会での話し合いの内容等も含め、事業に関する進捗状況を説明するという取組みを繰り返して現在に至っている。そうした中で、我々は海のことについては無知であるため、伊原委員から海域等いろんな海に関わる勉強もさせていただきながら進んできた。

そのため、住民は合意していない、何から何まで反対だ、という頭から反対ありきのような意見をこの場で話すことは、非常に違和感がある。やはり、この事業は自分たちの住んでいる遊佐町の将来にとってどうなのか、という基本的なベースの中で将来をシミュレーションすることが一番大事である。それを最後に決めるところは、県であり国であり、そして事業者というのが一番大事なキーポイントであるが、事業者が町と細部にわたっての協定書を結び、それに沿って進んでいくことにより、様々なリスクも回避されると思う。佐藤（勇）委員の発言にもあったが、2030年、2050年に、遊佐町は人口が何人で、高齢化率は何%で、子どもは何人になっているのか。これらをシミュレーションすると、町の規模は非常に小さくなっていき、裏を返すと大変住みにくい町になることが予想される。私はそのような環境になることを一番危惧している。

事業者に求めていく事項ということで、これまでの取組みを集約した住民の声が、まさしく資料2-1にある4項目であり、これらをまた一つずつ吟味して、法定協議会

の方で揉んで、話し合っ、前進していって欲しい。これが西遊佐地区の総意であり、そういう地区もあるということをお伝えしたい。住民説明会では嵐のように反対意見が出たと、それはそれで結構だが、黙っている人は賛成の方が多く、同じ反対意見を何回も言う人は少数である。その辺がすごく矛盾していると感じており、この意見交換の内容に非常に不満をもっている。

#### 佐藤（豊）委員（遊佐町環境審議会）

伊藤委員の発言どおり、特に浜集落は目の前に風車が建つため、これまでも遊佐部会で勉強したことを地域に持ち帰り、意見を率直に聞かせてくださいと言って、色々な議論をしながらここまできた。今現在、11基の風車が建っているが、初めは少し音などの違和感があったが今は生活に何の負担もない、慣れは素晴らしいものだ、と言いながら賛成の意見をいただいている。伊藤委員とはいつも話し合っ、集落の代表者等と呼び何回も議論を重ねてきたが、西遊佐地区としては建てる方に賛成が多い。

また、先ほど佐藤（勇）委員からも遊佐町の将来について発言があったが、私も同じ気持ちである。将来を考えたときに、過疎地域である遊佐町はどうなるのかということを考え、国と足並みを揃えて脱炭素に向かわなければならないと思っている。

現役の農業者である私として気がかりなのは、海底湧水のことである。沖合に船を出した際に私もその現場を見たが、漁業者の方々がその辺りはよく分かっていると思うので、選定事業者は漁業者の意見を聞き、風車を建てる時は湧水に当たらないよう慎重にさせていただきたい。農業は水が一番大切であり、水がないと作物は獲れない。その点を十分に配慮いただきながら海域の調査をお願いしたい。

また、人間が作る風車には耐用年数がある。撤去のときに地元にもリスクがあつてはならないと強く言いたいと思っていたが、国が撤去までを含め確実に事業実施できる事業者を選定するとのことだったので、そこは安心している。

#### 池田事務局長（遊佐町商工会（本間委員の代理出席））

反対、賛成それぞれの意見があったところだが、やはり遊佐町の人口は減少しており、商工会としても、商工業の衰退が目に見えて進んでいるような状況である。そのため、反対意見については、慎重に協議又は調査し、誠意のある回答をしていただき、住民の不安を取り除く形で進めていただきたい。

そのうえで、法定協議会で一つ、30年という事業スパンに関してお願いしたいことがある。30年という時代の移り変わりを考えると、ただ電力だけを売って過ごすということではなく、電気で次世代のエネルギーである水素やアンモニアを作り、グリーンエネルギーとして付加価値をつけ、東北や全国に出荷するなど、そういうレベルまで考えていただきたい。

最初に新しい事業をやるときは、反対意見が轟轟出るものだが、30年後、逆にやってみてよかったということもある。先ほど、お前のじいさんが推進したからこうなったと言われる、という反対意見も出たが、逆に、お前のじいさんが一生懸命頑張った

から今孫たちが良い生活できていると言われることもあるのではないかと。

そのため、反対意見に対してはぜひ真摯に受けとめて回答していただくと同時に、法定協議会では30年というスパンを考えた議論をしていただきたい。単純に電気を売るだけでは物足りないし、30年後はもっといろんな技術が開発されて様々なことが可能になっていると思うので、そういうことも踏まえ、一度チャレンジしていただければありがたい。

ちなみに、今、遊佐町では高速道路のパーキングエリアタウンを建設しようとしており、象潟から来ると少し山から下がったように見えるのだが、先日知り合いが、あそこから風車を見ながら車で下りてきたらすごく景観綺麗だろうな、ひとつの観光地になるのではないかと、と言っていた。確かに景観が駄目だという意見もあるが、逆の発想で、それを一つの観光景観として作るということもできるのではないかと思う。そうした意見を総合的にまとめ、これからの法定協議会に持ち込んでいただき、駄目な部分は改善して良い方に持っていくことを切にお願いしたい。

#### 佐藤（憲）委員（遊佐地域づくり協議会）

これまでの遊佐部会では、順調に意見を交換し合いながら、滞りなくスムーズに議論してきたことに間違いない。

ただ、20代、30代、40代の住民説明会への参加者はどこの会場も非常に少ない。例えば今のコロナの情報のように、SNSを活用して周知したらいいのではないかと勉強している若者もいると聞くが、若い年代がおろそかになっているため、SNSの活用等でしっかりフォローをしていただきたい。

また、フォトモンタージュについては、要望があったからと作成したものに苦情を言われるよりは、これは事業者が責任を持ってやるべきことだと、県は自信を持って答えて欲しい。実際に要望したのは住民の声であり、無視できなかったのだろうが、これから想定される様々なことは事業者からしっかりやってもらいたい。法定協議会でも、いろいろな意見はその場で解決していくことが原理原則だと考えている。

遊佐地区においても、西遊佐地区と同様に、少なくとも全員が100%賛成だということではないが、嵐のような反対意見が出るのはごく一部の方であり、ほとんど一定の理解を得ている。町と県からは、毎年、丁寧な説明をしていただいております。我々まちづくり協議会の代表の委員としては、今後も事あるたびに情報を共有していきたい。全員で次のステップに行こう。

#### 山家委員（県エネルギー政策総合アドバイザー）

今回の遊佐部会は、間もなく開催される法定協議会の準備を兼ねたものであり、大変大事な会議だと認識している。

先ほど議論にも出たが、第1ラウンドの入札結果について、やはり価格が低いと私も感じた。全く想定していない価格であり、FIT入札上限価格の29円に対して、3分の1から2分の1の価格で落札されたことに、率直に驚いた。

また、価格だけではなく、運転開始時期が2028年9、12月や2030年12月と遅く、洋上風力発電の官民協議会においても事業を着実にかつ迅速に進めることが決定事項である中で、なぜこれほど遅いのか疑問である。先行していたが落選したグループはこれよりも2～3年早いため、なぜ運転開始時期が遅いところが選ばれるのか、よくわからない。また、選定事業者は3つの海域を総取りしており、日本は、人材育成等がこれからであるというのに、一つのグループが全部できるのかも非常に疑問である。

疑問の多い落札結果だが、全体像が次第に明らかになる中でなぜこれほど低い点数だったのかということについてだんだんわかってきたのは、今回落選したグループのうち、秋田県で活躍していたところは、自腹を切って地盤調査等をしっかりやっており、建設リスクが把握でき、そのために相対的に価格が高いということである。もちろん29円よりは安い、私はどうもその辺が適正価格ではないかと思っている。適正価格であろうものを出したグループは、地元で食い込んで、地域貢献策もずっと話してきたが、そこが選ばれてないというのが私の率直な感想である。

そこで気になるのは、2分の1から3分の1の価格で、本当に地域貢献策を実行する余裕があるのだろうかということと、サプライチェーンのことである。洋上風力発電の官民協議会では、2040年までに国産比率6割を目指してサプライチェーンを着実に進めるということが大きな目標になっているが、あの低価格で本当に国内で産業ができるのかという危惧をもっている。

個人的にはそうした色々な問題があるかと思っており、10日後に法定協議会があるという中で、今日の議論にも出ていたが、地域の要望を曖昧ではなくきっちりと法定協議会で言うべきである。県エネルギー戦略にもあるが、地域でできた再エネ電気を地域で使う、水素にも使う、ということも大きな肝である。なのだが、実は、私に取材に来たメディアから、今回選定された事業者は既に電気の売り先を決めているのではないか、という噂を聞いた。複数のメディアから、結構いい条件で売る先を決めているため安くできたのではないかと聞かれたが、本当かは分からない。そういうことはないとは思いますが、仮にそうだとしたら、地域で作る電気をちゃんと地域で使うということを、法定協議会の中できっちりと確約を取って欲しい。今回の入札の動向を踏まえて、やはり地域の要望を具体的に伝えるとともに、たくさん議論して作成した県エネルギー戦略の内容もきっちりと伝えて欲しいと思っている。

最後になるが、やはり審査基準が問題ではないかと思っている。現在、価格と定性的な部分が対一の比率であるが、価格は必ず120点取れる一方、地域振興を含む定性的な部分は頑張っても90点や100点である。こうした価格重視な審査基準であると、いくら地域のことを考えている事業者がいても落ちてしまう可能性がある、そもそも審査基準はこれでいいのかという議論もして欲しいと思う。

中原委員（（一社）海洋産業研究・振興協会；他 Web 会議と重なっていたため、半ばくらいから途中参加）

まず、法定協議会に移行するにあたり、この遊佐部会での議論が一つの結論にまと

まる必要は全くなく、まさしく設置要領にあったとおり、様々な意見が出たということをもそのまま法定協議会に持ち込んでいけばいいと私は理解している。

法定協議会においても、当然あらゆる利害関係者が参加して意見交換をすることになっており、促進区域の指定に向け、意見の取りまとめをすることになる。その意見の取りまとめの中身も、様々な留意事項を書き込むことができるわけだが、日本風力発電協会の中村委員の発言にもあったように、法定協議会の意見に尊重義務があるということは、国の方針としてガイドライン等でもきちんと出ている。また、その尊重義務は、最初に事業を立ち上げるときだけではなく、30年間ずっと続くものである。促進区域になり事業者が選定されたあとも法定協議会はなくなるわけではなく、選定された事業者が入って、ずっと続いていくことになる。とすると、その選定された事業者が、どういう地域共生策や漁業協調策をやるのかという公募占用計画、つまり事業提案書の内容について、ちゃんと行われているかどうかを、その中で議論していく格好になっていくので、そこでおかしいということはちゃんと是正してもらうことができる。公募占用計画を最初に出してそれっきりということはない、ということは一環返し言ってきたが、再エネ海域利用法においても、事業者の取組みについて国が適宜報告を求めることができると書かれている。その上で、きちんと取組みをしているかどうか、その妥当性について検討することができるという条文がある。従って、それをきちんと運用するよう国に働きかければ、途中段階で何度でもチェックをしていくことができるので、意見の食い違いや、事業者の考えたことと地元の考えたこととのすれ違いがあった場合に、それを解明していく仕組みができるはずである。そのような協議会の運用体制をきちんと担保することを私は求めたいと思うし、期待したいと思う。そのこと自身は、国も事業者も認識しているはずであり、県もその辺をきちんと認識して、協議会の運用の仕方について、スタートの時だけではなく、その後も継続するということになるので、きちんとやっていけばいいのではないかと考えている。

また、山家委員も発言された、秋田県と千葉県の実業者選定結果についてであるが、上限29円を大幅に下回る価格点を出したところが総ざらいした結果になっている。その意味で、地方共生策や漁業協調策が蔑ろにされかねないのではないかと危惧が拭えない。しかし、選定された三菱商事ホールディングスが、ホームページのプレスリリースで、「本コンソーシアムは、アマゾン、NTTアノードエナジー、麒麟ホールディングスをはじめとする協力企業と地域共生策を共同で実施することについて合意し、具体的な実施内容を公募占用計画にて提案しております」と書いている。選定事業者が、提出した公募占用計画の中に地域共生策を書いていると言っているわけだが、それがまだ公表されていない。私はあちこちで、どういう地方共生策や漁業協調策を事業者が提案しているのかが明らかにならなければ、そもそも議論がスタートしないので、これは公表されるべきだと言ってきているが、いずれ何らかの形で公表されるものと思っている。おそらく、資源エネルギー庁でも港湾局でも同じように考えているだろう。

話は少し逸れるが、環境省の方でも、洋上風力発電に関する環境アセスメントにつ

いてのガイドラインを来年度中にも出す予定であり、そのための研究会をスタートさせたばかりである。私も委員の1人だが、その研究会で、漁業影響等を含む環境への影響をしっかりと調べなさい、その公表をきちんとしなさいという意見も出てくるだろうし、それなりの手だては講じられつつあるので、そうした中であるべき方向に進んでいけばいいのではないかと考えている。遊佐町沖は、隣の県と同じように風のエネルギーに恵まれているので、同じ海の恵みである魚等と一緒に、洋上ウインドファームとして地域振興や漁業振興の発展に結びつけていくという方向になって欲しい。心配事や懸念事項というのは、いつの時代にも必ずあるわけで、1回なくなっても後でまた出てくるものである。それは繰り返し議論していけばいいと思う。

三木座長（東北公益文科大学）

本日は、委員の皆様から、それぞれの立場での貴重な意見をいただいた。本日頂戴した意見等を県として取りまとめ、県知事の意見として法定協議会の場で発言する準備を進めていただきたい。県においては、今後とも関係者との連携を図りながらの対応をよろしくお願ひしたい。

鐘水次長（山形県環境エネルギー部）

本日皆様からいただいた様々な意見をしっかりと受けとめ、法定協議会の場で、県として国に伝えていくべきことを意見して参りたい。法定協議会に参加する地元関係者の皆様とも調整させていただきながら、法定協議会に向け準備を進めたい。

三木座長（東北公益文科大学）

以上で意見交換を終了し、進行を事務局にお返しする。

## 5 その他

## 6 閉会

[了]